

## 農地と制度のはなし



就農意欲があっても、就農のハードルになってしまうものの一つに「農地」があります。

このリーフレットでは、農家以外はなじみのない「農地」制度の概略をご説明します。

### 1 まず「農地」ってなに？

一般的なイメージの「農地」とは野菜や稲などを作っている土地がとりあえず「農地」だと思います。しかし、法律では「農地」は、もう少し細かい定義が行われています。

法律で定める農地を簡単に表現すると「耕うんや施肥や除草などを行い作物を栽培している土地」と言え、例としては田んぼや畑、果樹園などが「農地」になります。

これらの農地は法に従い管理しており、この管理にある農地の売買や貸し借りには、各市町村にある「農業委員会」の許可などの事務手続が必要です。

### 2 農地の使用と農業委員会の許可と農家になることとの関係

「農地を使用する」にはいくつかの条件をクリアーする必要があり、代表的なものは①取得する農地は自分がきちんと耕作できること、②耕作する農地の合計面積は基準以上(農業で生活するのに必要な面積以上)であることなどです。



そのため、農家以外の方が農家になるには、最初に基準面積以上の農地を一斉に借り(買い)、自分が農家(耕作者)になることを農業委員会に申請し、認めてもらえばよいということになります。

### 3 新規就農の時に守らないといけない具体的な内容は？

前述のとおり、農地を使用するには農業委員会の許可が必要なので、新規就農するときは、きちんと法律を守った農地の貸し借り(売買)から始めないといけません。

制限のある事項	内容
農地法による面積制限※	営農開始時には50a(一部30a。北海道は2ha)以上の農地を確保しなければならない。
農地の貸借・購入	農地法が農業経営基盤強化促進法による貸借・購入でなければならない(違法の場合、契約無効になることがあります)。

※利用権設定制度による貸借の場合は下限面積の制限を緩和している農業委員会もあります。

農地の確保以外にも、就農時には土地や水の使用条件などについても下調べや調整をしておかないと、就農後にトラブルになることがあるのでご注意ください。

#### 4 北九州市の場合はどうなの？

北九州市内で新規就農時に確保しなければならない農地面積は若松区で50a以上、それ以外では30a以上となっています。

ただし、市の研修修了者の場合は面積制限を緩和するなどの運用もありますので、農業委員会か下の相談先などにご相談いただければ詳しくご説明いたします。



新規就農の相談は  
こちらにどうぞ



#### 北九州市内のご相談は

門司区・小倉北区・小倉南区の案件は

**北九州市 東部農政事務所 ☎(093)951-1020**

**北九州市農業委員会（東部地区） ☎(093)951-1021**

北九州市小倉南区若園5-1-2 小倉南区役所 4F

**FAX (093) 922-6403**

若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区の案件は

**北九州市 西部農政事務所 ☎(093)693-9912**

**北九州市農業委員会（西部地区） ☎(093)693-9971**

北九州市八幡西区光明1-9-22 折尾出張所 2F

**FAX (093) 693-0675**

#### 北九州市・中間市・遠賀郡内の方は

**福岡県 八幡農林事務所 北九州普及指導センター**

北九州市八幡西区則松3-7-1 福岡県八幡総合庁舎 2F

**☎ (093) 601-8855 FAX (093) 601-8869**

#### 福岡県域でのご相談は

##### 福岡県農業会議

福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館

**☎ (092) 711-5070**

##### (財)福岡県農業振興推進機構

福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館

**☎ (092) 716-8355**